

## 2025年度3月修了者 就職活動継続のための「特定活動」資格への変更手続きについて

在学中から就職活動を行っているが大学院修了までに就職が決まらなかった場合、「留学」から「継続就職活動のための特定活動」への在留資格の変更を行うことにより、大学院修了後も就職活動を6か月間継続して行うことができます（更新手続きにより1回に限り6か月延長可）。

在留資格の変更手続きには大学からの推薦状が必要になりますので、申請を希望する人は、下記条件を十分確認の上、国際センター事務課に申し込み、学内審査・面接を受けてください。

ステップ1 推薦状の申請	申請条件	(1) キャリアセンターで求職登録し、就職活動を5件以上進めたことが分かること。 (2) 成績優秀であり、指導教員より「推薦書」 <u>(様式C)</u> を発行してもらえること。 (3) 日本語能力試験N1相当以上の日本語能力があること。
	申請期間	2026年2月25日(水)～3月3日(火)
	申請書類	申込期間内に、国際センターに下記①～⑥を提出する。 ① 特定活動期間中の「就職活動計画書」 <u>(様式A)</u> ② 5件以上の就職活動をしたことを証明する書類 ③ 「外国人留学生就職活動経過報告書」 <u>(様式B)</u> ④ 日本語能力試験N1相当以上の語学力が分かる書類 ⑤ 日本滞在中の経費支弁能力証明（送金証明書や通帳の写しなど） ⑥ 「推薦書」 <u>(様式C)</u> ※ 成績発表後、卒業確定者に国際センターより面接日時を連絡します。
ステップ2 面接	面接日時	2026年3月初旬～中旬（オンライン面接）
	結果	面接日から10日程度で、国際センターより面接結果をメールで通知します。
ステップ3 在留資格変更	↓	面接合格者は国際センターで推薦状を受領し、在留資格変更許可申請書類のチェックを受け、 <u>1週間以内に大阪出入国在留管理局に行き在留資格変更許可申請を行なう</u> 。
	資格変更申請書類(特定活動)	① 在留資格変更許可申請書 ② 資格外活動許可申請書 ③ パスポート及び在留カード ④ 在留中の経費支弁能力証明（送金証明書や通帳の写しなど） ⑤ 直前まで在籍していた大学等の卒業（修了）証明書 ⑥ 直前まで在籍していた大学からの推薦状 ⑦ 継続して就職活動を行なっていることが分かる書類（就職活動記録、選考結果通知書など） ⑧ 写真（縦4cm×横3cm） 1枚

## ■注意

- ・大学院修了後、在留資格「留学」を持ったまま就職活動を継続することはできません。
- ・推薦状の発行は、面接を実施し、みなさんの授業出席状況・成績・生活態度、及び就職に対する意欲等を確認のうえ判断します（推薦状は必ず発行されるとは限りません）。
- ・「特定活動」資格の取得後は、月1回就職活動状況を報告して頂きます。  
1ヶ月でも報告が遅れた場合は、在留期間更新手続き（6ヶ月間）を受け付けません。

以上